

「京都府中小企業応援条例」の一部改正案の骨子について

1 条例改正の趣旨

- (1) 京都府では、本府における中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、「京都府中小企業応援条例」（平成19年京都府条例第13号）を平成19年4月から施行し、中小企業の育成・振興を図ることを目的として、中小企業の成長段階に応じた支援を経営の安定から成長発展まで一貫して実施してきました。
- (2) 本条例の一部の規定（研究開発等事業計画の認定及び支援等）については、平成29年3月末までの時限措置としてしているところですが、中小企業を取り巻く社会・経済情勢を踏まえ、失効期限を延長するとともに、近年、企業への標的型サイバー攻撃による多くの重要情報漏洩事案が発生している状況等を鑑み、中小企業の経営の安定を図るため、所要の改正を行うものです。

2 主な改正点

- (1) 中小企業の情報セキュリティ対策への支援
高度情報化社会の一層の進展に伴い、企業への標的型サイバー攻撃による情報漏洩などが増加していることから、中小企業の安全な事業活動の確保を図るため、中小企業の情報セキュリティ対策への支援を行います。
- (2) 失効期限の延長等
 - 第3章第1節（研究開発等事業計画の認定及び支援）及び第15条（知恵の経営の支援）について、失効期限を平成34年3月31日まで5年間延長します。
 - 第5条（商工会等と連携した経営相談等）については、中小企業に対する伴走支援を確立させるため、失効期限を設けないこととします。

3 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

京都府中小企業応援条例について

○ はじめに

中小企業応援条例は、中小企業の成長段階に応じた支援を、経営の安定から成長発展まで一貫して実施することにより、中小企業の育成を行い、振興を図ることを目的としています。

○ 条例の概要

中小企業の振興を図っていくために必要な4つの施策展開の柱（基本方針）を定め、この柱の下、中小企業のニーズに的確に応えていくための総合的な支援を実施しています。

4つの柱と主な施策

I 中小企業の経営の安定、再生及び承継

中小企業の経営の安定、再生及び承継を図るため、経営基盤の維持・強化等に関する施策を実施

- ◇ 円滑な資金供給の確保（融資）
- ◇ 設備貸与支援
- ◇ 技術の向上及び経営の改善に関する情報の提供及び助言
- ◇ 経営の承継に関する支援
- ◇ 商工会等と連携した経営相談

II 中小企業の成長発展の促進

中小企業の成長発展を促進するため、研究開発等事業計画に関する認定制度、創業等の促進に関する施策を実施

- ◇ 研究開発等事業計画の認定（認定企業には不動産取得税の軽減、融資等の支援）
- ◇ 創業等の促進のための事業環境の整備（インキュベーション施設の整備や販路開拓支援等）

III 中小企業における知的財産等の活用等の促進

企業価値や競争力向上のために重要な知的財産等の創造、保護、活用等に関する施策を実施

- ◇ 大学等の研究成果の中小企業への移転の促進
- ◇ 知的財産等に関する情報の提供、助言及び普及啓発
- ◇ 知恵の経営の支援

IV 中小企業を支える人材の育成等

中小企業を支える人材の育成及び確保を図り、優れた技術及び技能の継承等を支援するための施策を実施

- ◇ 人材の育成及び確保を図るための仕組みづくりの推進
- ◇ 職業訓練、研修等による職業能力開発の推進